

報 道 資 料

平成 27 年 1 月 6 日
総務部 総務課
県政情報係 新谷、松石
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2344

奈良県情報公開審査会の第 162 号答申について

行政文書の不開示決定に対する異議申立てについての諮問第 213 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 27 年 1 月 4 日
- ◎ 実施機関：総務部 人事課
- ◎ 対象行政文書：奈良県警察職員定数条例の一部改正（平成 25 年 3 月 27 日付け、奈良県条例第 47 号）において、警察官定数をいわゆる政令定数 2, 423 人のところ、26 人を越えた 2, 426 人と規定した法的根拠（3 人は政令増員分 H25. 5. 16 施行、23 人は奈良県独自の単独定数分）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

異議申立人が、「奈良県警察職員定数条例の一部改正（平成 25 年 3 月 27 日付け、奈良県条例第 47 号）において、警察官定数をいわゆる政令定数 2, 423 人のところ、26 人を越えた 2, 426 人と規定した法的根拠（3 人は政令増員分 H25. 5. 16 施行、23 人は奈良県独自の単独定数分）」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

地方警察職員の定員は、警察法第 57 条第 2 項において、条例で定めることとされており、本県においては、奈良県警察職員定数条例（以下「定数条例」という。）によりその定数が定められている。また、警察法施行令第 7 条により都道府県別の警察官の定数基準が示されている。

奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例（平成 25 年 3 月奈良県条例第 47 号）第 4 条の規定により定数条例が改正されたが、改正後の警察官の定数は政令定数を上回っている。

本件開示請求書において開示を求められているのは、政令定数を上回る定数を条例で定めることができることを規定した法令、要綱、通達等の法的根拠が記載された行政文書であると解される。

警察官の定数を変更する場合、定数条例を改正する必要があるが、条例の制定又は改廃は、地方公共団体の議会の議決が必要とされている。また、地方自治法第 149 条第 1 号により、普通地方公共団体の長（都道府県にあっては知事）は、議会の議決が必要な事件について議案を提出するものとされている。そして、実施機関は、定数条例の改正に当たり、警察本部長からの依頼を受けて、県議会に定数条例の改正案を提出するとのことである。

実施機関の説明によると、当該依頼に当たり、奈良県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）と実施機関における人事担当部署である総務部人事課との間で協議が行われるとのことである。

もとより、警察官の定数に係る法的根拠が記載された行政文書が存在するとすれば、警察本部において作成又は取得されているものと考えられるが、実施機関が該当文書を保有しているとするれば、当該協議に当たり警務課から提出を受けた文書に含まれていることが考えられる。

この点について、実施機関に説明を求めたところ、警務課から提出を受けた文書は、増員要求書、他府県の状況を示した資料、交通巡視員に関する資料、政令定数を増員する旨の警察庁からの通知等があるが、本件開示請求書の記載に照らすと、いずれについても、開示請求者が求める内容を含むものではなかったとのことであった。

また、実施機関は、保有する他の文書について念のため探索したが、該当する文書を保有していないとのことであった。

以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないと判断する実施機関の説明は是認できると判断する。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、口頭意見陳述において、本件開示請求は、警察庁からの通知その他の増員の必要性に係る文書の開示を求めたものであると主張している。

この点について実施機関は、口頭理由説明において、本件開示請求の受付時に、政令定数を上回る定数を条例で定めることができることを定めた法令、要綱、通達等という意味での法的根拠の開示を求めているものであるという開示請求者の意思を確認し、該当する文書を保有していないことをあらかじめ伝えた上で、不開示決定を行ったと説明している。

このような状況において、開示請求の趣旨について、なぜ異議申立人と実施機関の主張に齟齬が生じているのか当審査会にはうかがい知ることができない。

しかし、本件開示請求書には「法的根拠」と記載されており、通常「法的根拠」とは法令、要綱、通達等を意味するものと解されること、及び上記のとおり実施機関は異議申立人に本件開示請求の趣旨を確認していることを考慮すると、当審査会としては、実施機関の文書の特定が妥当なものであったと判断せざるを得ない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成26年	3月10日		
② 決定	平成26年	3月18日	付けで不開示決定	
③ 異議申立て	平成26年	4月8日		
④ 諮問	平成26年	4月21日		
⑤ 経過	平成27年	7月15日	第185回審査会	審議
	平成27年	8月21日	第186回審査会	審議
	平成27年	9月16日	第187回審査会	審議
	平成27年	10月21日	第188回審査会	審議